

「第2次古賀市男女共同参画計画 後期実施計画」 策定方針

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、この法律に基づき、翌年の平成12年12月に「男女共同参画基本計画」が策定された。その後、平成17年12月には「第2次男女共同参画基本計画」が、平成22年12月には、より実効性のあるアクション・プランとすることをめざした「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定された。

また、平成27年8月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」）が制定された。（これに定められた「市町村推進計画」を、「第2次古賀市男女共同参画計画 後期実施計画」に兼ねる。）

福岡県においては、平成13年10月に福岡県男女共同参画推進条例が施行され、平成14年3月に「福岡県男女共同参画計画」、平成18年に「第2次福岡県男女共同参画計画」、平成23年には、女性の更なる社会進出を推進し、女性が活躍する社会づくりを大目標とした「第3次男女共同参画計画」を策定、平成28年度に「第4次福岡県男女共同参画計画」が策定された。

古賀市では、男女共同参画社会の確立を目指して、平成15年3月に「古賀市男女共同参画計画」を策定し、平成19年「古賀市男女共同参画計画 後期実施計画（平成19年～23年度）」を策定、平成23年度には「第2次古賀市男女共同参画計画（平成24年～33年）」に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の為の施策実施に関する基本的な計画」の市町村基本計画の内容を盛り込み策定した。

「第2次古賀市男女共同参画計画 後期実施計画」は、以上のような国、福岡県の動向や本市の男女共同参画に関する施策の実施状況、平成27年度に実施した市民・事業所意識調査等を踏まえるとともに、女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」も同時に盛り込むことで、変化する社会経済、国際情勢に対応し、本市における男女共同参画に関する取組を総合的・計画的に推進するための計画として策定する。

■国の「第4次男女共同基本計画」基本方針及び概要 別紙資料

■県の「第4次福岡県男女共同参画計画」施策体系案 別紙資料

国の「第4次男女共同参画基本計画」、また県の「第4次福岡県男女共同参画基本計画」では、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を位置づけている。

このことから、「第2次古賀市男女共同参画計画 後期実施計画」でも、女性活躍推進法に定める「市町村推進計画」の内容を盛り込んだ計画とする。

2. 計画の名称と期間

計画は、「第2次古賀市男女共同参画計画 後期実施計画」と称し、計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とする。

■第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画と上位計画・関連計画の計画期間

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2	H 3 3
第 4 次古賀市総合振興計画	H 2 4 ～前期		→ 後期				
第 2 次古賀市男女共同参画計画			後期実施計画				
古賀市特定事業主行動計画							
古賀市子ども・子育て支援事業計画							
まち・ひと・しごと創生総合戦略							
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画							
女性活躍推進法（国）		H 2 7 年 8 月 ～					
第 4 次福岡県男女共同参画計画							
内閣府 第 4 次男女共同参画計画		平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日策定					

市の最上位計画となる総合振興計画の後期計画策定と同時期になるため、総合振興計画の後期計画の内容と連動した「第2次古賀市男女共同参画計画 後期実施計画」の策定が必要である。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性も図る必要がある。

3. 計画策定の体制

計画は、市長の諮問機関である古賀市男女共同参画審議会（以下「審議会」という）において策定及び推進に関する重要事項を調査、審議し、答申を行う。庁内においては、各部からの代表職員で構成する男女共同参画推進委員会、市の幹部で構成する男女共同参画行政推進本部で協議し、審議会において審議する原案を作成する。

また、策定の過程において幅広く市民の意見や提案を反映させるため、事業所、市内活動団体等に対するヒアリング調査や、パブリックコメントを実施する。

4. 計画の位置づけ

計画は、男女共同参画社会の実現に向けて古賀市の施策の方向と推進のための方策を明らかにするものであり、「男女共同参画社会基本法」第14条及び「古賀市男女平等をめざす基本条例」第11条、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の為の施策実施に関する基本的な計画」に基づく「市町村基本計画」及び「女性活躍推進法」第6条2に基づく「市町村推進計画」として位置づけることとする。

■参考：各根拠法等の抜粋

男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

古賀市男女平等をめざす基本条例（抜粋）

（古賀市男女共同参画計画）

第11条 市長は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市の男女共同参画推進施策に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ古賀市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。
- 4 前二項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抜粋）

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

女性活躍推進法（抜粋）

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画

（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

平成27年8月に公布された女性活躍推進法を受けて、「第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画」に、女性の職業生活における活躍推進に関する施策についての計画を示す必要が生じている。

5. 計画の基本的な考え方

（1）基本理念

「基本理念」は、計画の基本となる考え方を示すものであり、計画を推進する全ての主体が共有するものとなる。これまでの古賀市男女共同参画計画では、1次・2次ともに「人権の確立と両性の平等」を基本理念として掲げている。

目指すべき社会

男女の人権が尊重され、安心して暮らすことができる社会
男女が共に個性と能力が発揮できる、豊かで活力のある社会
仕事と家庭の両立で女性がいきいきと働き活躍できる社会

(2) 最終目標

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」と定義づけており、この男女共同参画社会を実現することは、「21世紀我が国社会を決定する最重要課題」とされている。

古賀市男女平等をめざす基本条例の中でも、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し条例を制定しており、「第2次古賀市男女共同参画計画 後期実施計画」においての最終目標を、『男女共同参画社会の実現』とする。

また、キャッチフレーズは「パートナーシップで築く男女共同参画のまち」であるが、今後策定において検討していくこととする。

男女共同参画社会の実現 ～パートナーシップで築く男女共同参画のまち～
＊キャッチフレーズは今後検討・確認していく。

6 計画策定の過程

(1) 策定までのフロー

計画は、以下のような流れにより策定する。

平成28年

